

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和58年岩手県規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(医療機関等の指定申請書等) 第17条 [略] 2 [略] 3 法第54条の2第4項において準用する法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定による申請は、別に定める様式による生活保護法指定介護機関指定申請書により行わなければならない。 4・5 [略] 6 法第50条の2（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による変更の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（介護機関、助産機関、施術機関）名称（所在地、その他）変更届書により行わなければならない。 7～9 [略] 10 法第51条第1項（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（介護機関、助産機関、施術機関）指定辞退届書により行わなければならない。	(医療機関等の指定申請書等) 第17条 [略] 2 [略] 3 法第54条の2第5項において準用する法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定による申請は、別に定める様式による生活保護法指定介護機関指定申請書により行わなければならない。 4・5 [略] 6 法第50条の2（法第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による変更の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（介護機関、助産機関、施術機関）名称（所在地、その他）変更届書により行わなければならない。 7～9 [略] 10 法第51条第1項（法第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の届出は、別に定める様式による生活保護法指定医療機関（介護機関、助産機関、施術機関）指定辞退届書により行わなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。